

第1回那須塩原市上下水道事業審議会（水道事業） 議事録

開催日時： 令和3年3月11日（木） 14:00～16:21
場 所： 那須塩原市役所 西那須野庁舎 201～203会議室
参加委員： 10名
那須塩原市： 渡辺市長
事務局： 13名

1. 開会

2. 委嘱状交付

新型コロナウイルス感染症対策として、代表者1名に委嘱状を交付

3. 市長あいさつ

本日は、お忙しいところ上下水道事業審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。委員の皆様、委嘱を快く受けていただき、ありがとうございます。本日は3月11日ということで、私も10年前のことをよく覚えています。当時、宇都宮にいましたが、翌日祖父の墓を大田原に見に行きました。あまりにも揺れがひどくて祖父の墓石が飛んで、墓穴しかなかったのを覚えています。水道で言いますと、赤坂配水池で漏水が発生したということがありましたが、配水系統を変えて対応し、本市では断水には至りませんでした。水の濁り等はありませんでしたが、水道に関しては大きな被害はございませんでした。東日本大震災後の数年間は、30年後に首都直下型地震が70%の確率で来るということで、地方創生という言葉が叫ばれました。しかし、東京一極集中の是正は、途中で止まってしまったように思います。もしあの時、東京一極集中の是正がもっと早く進んでいれば、このコロナのパンデミックも変わっていたのかと思います。今、新型コロナウイルス感染症によって、改めて人口の分散型社会というものが全国的に推奨されてきているところであります。水道事業につきましては、水道ビジョンと経営戦略、この2つに基づいて事業を進めているところであります。9つの目標と20の方策がございますが、基本計画の前期が令和3年度に終了することと、定めた方策を変更する必要性が生じてきましたので、見直しを行うこととしました。新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる社会情勢の変化や、地域の給水需要に変化が生じてきています。今後の水道事業の経営がどうあるべきか、委員の皆様には様々な御意見を頂きまして、御審議いただき、実現可能な計画へ改定していきたいと思っております。委員の皆様には何かと御苦勞をお掛けするかと思いますが、よろしく願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

4. 審議会の設置目的について

事務局より審議会の設置目的について説明

5. 委員紹介

委員、事務局による自己紹介

6. 会長選出

那須塩原市上下水道事業審議会条例の第5条第2項の規定に基づき、太田 正(おおた ただし)委員を会長に選出

会 長： 会長に御推薦いただきまして、仰せつかりましたので、御挨拶を申し上げます。本日は3月11日ということで、今年はコロナ禍で迎える10年目の3.11という大変重要な節目となる年だと思います。水道、下水道は、ともにライフラインということで位置付けられております。ライフラインは他にも色々ありますが、例えば計画停電や計画運休等、災害を想定して事前に運転を止めるということを水道はいたしません。どういう場合であっても最大限、365日サービスを供給し続けるということを使命とされております。水道が出なければトイレを使うこともできません。従って、ライフラインの中でも最も重要な役割を担っていると言っても過言ではないと思っています。それとともに、今年はコロナ禍で迎える3.11ということで、感染症対策というものも大変重要な社会的関心になりました。そもそも、上下水道は感染症対策、疫病対策に有効な都市施設として歴史に登場してきたという背景があります。そういう点では、2つの面で衛生的で、安心安全な水を一時たりとも絶やすことなく供給し続ける使命を持った、都市の基盤となる事業であり、施設であり、それを支えるエッセンシャルワーカーとして従事する職員の働きだと思います。こうしたものを是非、将来に渡って、永続的に提供することができるように、今を生きている我々が担うべきだと思いますし、少しでも役に立てるようにこの審議会の会長を仰せつかりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

7. 副会長選出

那須塩原市上下水道事業審議会条例の第5条第4項の規定に基づき、橋本 秀晴(はしもと ひではる)委員を副会長に選出

副会長： 副会長に御指名いただきました、橋本でございます。蛇口をひねると水が出るというのが当たり前のように生活してはいますが、考えてみますと、水道事業に携わる多くの方の日頃の御尽力によりまして、成り立っているということでございます。改めまして敬意と感謝を申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

8. 諮問

渡辺市長から、委員を代表して太田会長に諮問

9. 審議会の運営について

審議会の運営方法について、事務局から説明。(以下2点について確認)

①会議の傍聴について

「那須塩原市上下水道事業審議会の傍聴に関する要領」第6条の規定にあるとおり、「会長は、必要に応じ会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされている。昨今の市内のコロナウイルス感染状況は落ち着きつつあるが、安全側に立ち、本日及び今後の会議については、傍聴席は設けないこととしたい。

②議事録の公開と作成について

本会議の審議内容について、議事録を作成し、市のホームページでの公開を予定している。議事録の作成にあたり、会議の席にボイスレコーダーを置き、詳細な議事録を調製する。公開する議事録については、議事内容の要旨と発言者をまとめたものとする。

委員： 《上記2点について異議なし》

10. 議事（進行：太田会長）

会長： それでは、審議会のルールの確認ができましたので、会議次第10番、議事に移らせていただきたいと思います。議事の1番、那須塩原市水道事業の概要及び議事の2番那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 議事（1）那須塩原市水道事業の概要について説明させていただきます。（資料に基づき説明）

会長： ありがとうございます。では、御説明いただきました概要につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

委員： 6ページ（3）についてお伺いいたします。グラフを見る限りでは、企業債の残高が非常に多いということだと思いますが、そもそも企業債というものは、水道事業に投じたものなののでしょうか。それとも市全体のものなのか、市全体のものであれば水道事業の経営を圧迫しているものは何なのか。お聞かせ願いたいと思います。

事務局： 企業債は水道事業だけのもので、水道施設の建設、改良に使用するための資金の借入でございます。企業債が高くなっている理由としては、配水管が長いなどの理由で建設改良費の方に費用が掛かっているということになります。

会長： ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

委員： 〈意見・質問なし〉

会長： それでは、後から何かあれば、戻って対応させていただくということで、先に進めさせていただきたいと思います。続きまして、議事の2番につきまして御説明させていただきたいと思います。

事務局： はい、では議事（2）那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について説明させていただきます。（資料に基づき説明）

会長： ありがとうございます。それでは議事（1）水道事業の概要を含めて何か御意見等があればお願いします。疑問に思ったことがあれば何でも結構ですがいかがですか。

委員： 冒頭の審議会の設置目的で説明があった、利用者に限られたサービスの提供という文言がなるほどと感じているところですが、レジュメの5ページの普及率97.5%というのは各自治体と比較するとどうなのでしょう。もう1点は、渡辺市長が3.11の時に赤坂配水池の方で水が濁った仰っていましたが、2月13日福島県沖地震が起きまして、那須塩原市は震度4ということでしたが、大田原は震度5弱、那須町も震度5弱ということで、鍋掛の井戸水を飲用水に利用している地区で、井戸水が濁ったというお話がございました。そこで話を戻しますと、普及率97.5%というのは100%にはならないのでしょうか。下水道事業の審議会の際に今後の人口減少を見据えて、現在下水道が整備されていないところは、浄化槽で対応するというお話でしたが、水道事業についてもそのような考えがあるのでしょうか。それともその地区にお住まいの方が、水道はいらないということで施設ができていないのか、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

会長： 大変重要な御指摘だと思います。御説明をお願いします。

事務局： 1点目の普及率97.5%というところについて御説明いたします。平成30年度の値になりますが、全国平均としましては93.96%という値になっております。類似団体については、95.14%ということになっておりますので、そこから比較すると高い数値と言えるかと思えます。100%にならないのかという点については、残りの2.5%の中には、専用水道ということで、例えば別荘地で、御自分で井戸を掘る等、水源をお持ちになって、そのエリアに給水をしているという地域では市の水道は利用しないというところで、そういったエリアは対象から外れてきます。市内にはそういう別荘地等が数か所あるものですから、そういうエリアは除かれますので100%にはならないというところです。資料の給水区域図をご覧くださいますと、太枠に囲まれて色が塗られているところが給水区域になっております。赤や黄色で示しているところが組合で運営している水道や専用水道のエリアとなります。昔の分譲地等は水道が通ってなかったもので、それぞれ井戸を掘って、その地区の方々の水を賄っていました。あとは、大きなホテルや工場等は自分のところで井戸水をくんで使っているというところもございます。また、先日の地震で鍋掛地区、寺子ですが、井戸水が濁ったということで、他の区域でもやはり井戸水が濁ると

いうところがありました。それについては、今お話ししました、専用水道ということで、市の水道が給水されていない地区でした。鍋掛の寺子地区については、この地図の右端の水色で塗られているところですが、ここは給水区域外ということで、市の水道が賄う区域ではないところになります。災害対応ということで、災害担当部署が飲み水をお持ちして緊急の対応をしたということを聞いているところでもあります。

委員： 私が知りたかったのはその部分でして、鍋掛地区で水が濁ったのに、給水車が出なかったと聞いています。同じ市民でありながら、なぜ給水車がでないのか疑問に思ったものですから。

事務局： はい。そこについてもお答えいたします。当時、地元の方から上下水道部の方にもお話を頂きまして、災害担当部署と調整を取ったのですが、災害担当の方では、こうした災害時には飲み水については提供するというお話でした。ここは給水区域外ということで、災害担当の方で備蓄してあるペットボトルをお持ちしたということです。通常、災害があつて、水が必要となった時にも、原則として給水車を派遣して、飲み水を取りに来ていただくということになります。それ以上に、例えばお風呂に入りたいですとか、そういうところまでは対応ができないということになっています。また、飲み水以上に、地区の井戸水等を貯めておく受水槽に水が欲しいということになれば、市の水道事業で作った水を区域外の方にお配りするというのも可能です。ただ、区域外ということで、水道料金を頂いていないということがあるので、地元から料金を頂くのか、それとも災害対応として、市の災害担当部署からお金を頂くのかという話になるかとは思いますが。基本的に市の水道事業の方では独立採算ということで運営をしていますので、基本的に費用については頂くことになるかと思えます。

委員： ありがとうございます。よくわかりました。

会長： 他に何かございますか。

委員： この地区は、なぜ区域外になっているのですか。

事務局： 確定的なことはお答えできませんが、この地区は余笹川という川を挟んでいまして、その川をまたぐということと、あとは、地元の井戸水で対応できていたということが予想されます。水道に関しては、もともと井戸や用水堀を使っていて、それを衛生的な観点等から徐々に拡張していった中で、その拡張工事に間に合わないが、水道を使いたいという方が自分達でお金を出し合つて、本管が通っているところまで管を引いて来るということもありました。そうした拡張事業ということで水道を延ばしていった時期というのがありまして、それが一通り済んでいるという中で、今現在でもまだ、地形的な問題等で水道が通っていない地域があります。そういったところではまだ井戸水を使っているということがあります。そうした区域が、先程の97.5%に含まれていないということになります。

会 長： そうした区域の方々から、水道を引いて欲しいという要望等はないのですか。

事務局： 那須町境の地域から何件か引いて欲しいという要望があり、検討したこともありますが、那須塩原市で黒磯の方から持っていくのは難しく、では那須町の方から引くことはできないかとなりましたが、それも難しいということになりました。あとは、やはり費用が掛かってしまうということで、新たな費用が何千万円も掛かるようになってきた時に、今まで水道を利用されてきた方々の料金でそれを払うわけです。施設の維持管理をするために料金を頂いているものを、採算が見込めない地域に新たに水道を引いて良いのかというところもありまして、これ以上水道を広げるのは難しいという状況でございます。

会 長： 給水区域外となっているところの対応と、そもそも給水区域内で普及ができていないところで性格が違う気がしますが、それぞれ事情があるということだと思います。他に何かございますか。

委 員： 《意見・質問なし》

会 長： それでは、また後でお気づきの点があればお出しいただくということで、次に行きたいと思えます。議事の3番、改定の趣旨について御説明いただきます。

事務局： はい、議事3番、改定の趣旨について説明いたします。（資料に基づき説明）

会 長： ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、改定の趣旨ということでもございましたが、御質問や御意見ありましたら、お願いいたします。特に最後の今後の課題というところで、この審議会に求められている、最終的な答申を行うべき対象の事項というものが改定予定内容ということで、具体的に示されていますので、そうしたことを念頭に置いて御検討いただければと思います。レジュメ13ページ「3-4改定予定内容」の上2つについては、時点修正ということで、現時点の最新のデータに基づく確認ということと、1年間の期間延長ということで、これは形式的な内容になるかと思えます。3番目、4番目は事業内容の変更や、必要に応じた施策の見直しということで具体的な内容について御検討いただくこととなります。それを受けて最終的な投資財政計画の変更を行うこととなりますので、審議の重点的なポイントとしましては、この辺になると思われますが、それを踏まえて御質問等があればお出してください。

委 員： レジュメ13ページの「鳥野目浄水場の耐震化診断を実施したところ、補強では耐震性が保たれず、施設自体の更新が必要となり」というところで、水道事業ビジョン策定時には耐震補強をすれば将来使えるだろうということだったのだと思いますが、策定から5年程経過して、建て直しが必要だということで、少し違和感があります。

会 長： ありがとうございます。では、そのところで御説明を頂けますか。

事務局： 鳥野目浄水場の耐震化についてですが、このビジョンが作られた後の平成30年に、鉄筋の具合等を見る詳細な耐震診断、二次診断というものを行いました。当初ビジョンを作る前は補強で何とかなるものと考えていましたが、こうした調査を行った結果、補強では持たないということが判明したため、補強から建て替えに変更したというところです。

会 長： ありがとうございます。そこはレジュメ12ページの一番下の建設改良費についての折れ線グラフのところですが、実績が計画数値を下回っていると、この辺が実際には手を付けられてなかったということかと思いますが、工事進捗の遅れということでしょうか。

事務局： はい、そういうことです。

会 長： あと、今のところと関連するのですが、配水池等の見直しによる配水系統の再編成という部分も挙げられておりますので、これも大きなテーマだと思いますが、これのもう少し具体的な中身についても御説明いただけますか。

事務局： はい、配水系統の再編成についてですが、現在進めているのが、点在している配水池を一つにまとめられないかというものです。施設が減れば維持管理もし易いということで、再編成の検討を行っているところです。

会 長： それが検討の結果、再編成に着手していくとなると、投資財政計画にもその影響が出てくるということですね。

事務局： はい、その通りです。

会 長： ありがとうございます。そのように具体的な状況、事情の変化があるということですね。他にはいかかでしょうか。

委 員： 今のところ鳥野目浄水場だけを新しく建て替えるという予定で、その他の施設について、危険なものがあるのでしょうか。

事務局： 鳥野目浄水場が一番古い施設ということもありまして、まず鳥野目浄水場を更新していく予定であります。それが終了してから、他の施設の更新を行っていく計画となっております。

会 長： 鳥野目浄水場の優先順位が高いということですね。あとは、具体的な投資財政計画の数字がレジュメ10ページに示されていますが、この辺でお気づきの点等はございますか。

委 員： 《意見・質問なし》

会 長： 一般的な疑問として、最終的に料金収入を基にした収益的収支と、企業債や内部資金を活用した資本的収支の関係ですが、トータルとして、お金は十分に回っていく見通しですか。いわゆる資金ショートという、お金が足りなくなってしまうようなことはないのでしょうか。

事務局： それにつきましては、経営戦略の14ページをご覧ください。ここでは、補填する財源というものを示しております。上の表の下から3番目、補填財源不足という欄があります。こちらの欄に数字が入っていないということは、補填財源で賄えるということになりますので、財源として足りている状態だということです。ただ、その上の補填財源が、減少傾向にあります。このことから、いわゆる貯金を使っている状況が見て取れるかと思えます。ですので、決して安心できる状況ではないと言えます。

会 長： はい、わかりました。この表を見る限り、お金がなくなって、事業が継続できないというような資金ショートの状況になることはないが、先行きがかなり厳しくなっていくだろうということだと思います。

委 員： すみません、レジュメ13ページに「配水系統の再編成を検討する必要が生じてきており」と記述がありますが、配水区域図を見てみますと、配水池の数なのですが、戸田、高林、東那須野地区が非常に多い印象を持ちましたが、この配水池の設置基準であるとか、再編成をするにあたっては、どのようにすれば配水池が減ってくるのか、費用的にどれくらいの規模が概算で掛かるのかということをお教えいただきたいと思えます。

事務局： はい、配水池の場所の設定についてですが、那須塩原市の水道は、高い場所から低い場所に給水していますので、ある程度高低差がある場所に設置を行います。容量は、その区域の約12時間分を賄える水量を保つ大きさになっています。高林系統や戸田系統は県の水を使っているのですが、そういったところでこのような点在という形になっています。再編成についてですが、具体的に言いますと、宇都野地区、宇都野配水池や金沢下、金沢上中配水池という、いわゆる箒根地区、関谷配水池も含めてですね、そちらの系統を、北那須配水池から配水管一本で行えないか、という検討をしているところであります。金額については、現在積算中ございまして、なんとも言えないところでございます。

委 員： 今回の御回答ですと、高低差によって配水池の数が決まってくるのだということでしたが、西那須野地区を見ますと、1か所もないような気がしますが、西那須野は平地だからないということなのでしょうか。

事務局： 西那須野地区ですと、1番大きいのが、国際医療福祉大学病院近くにありますが、低区配水池というものがございます。こちらは、主に国道4号線の南側に給水しているものでございます。反対に、国道4号線より北側というのは、千本松浄水場の中にある、配水池がございます。数が少ない理由は、大きさの関係で、他の配水池は小さいのですが、低区配水池は市内で1番大きいものでして、大きさでカバーしているというところです。戸田や

青木にあるものは小さいものです。

委員： その小さいものを将来的に、統廃合するという事は、物理的に可能なのですか。

事務局： 箒根地区については、可能かと考えています。管を大きくしたり、高低差が出て、水圧が高くなってしまふところには減圧をする施設を設けたりといったことが必要でして、現在のところ、宇都野地区や、大貫金沢地区は何とか可能かと考えています。

委員： ありがとうございます。

会長： その他、何かございますか。

委員： はい、ここまでの話を聞いていると、上下水道事業において、当面の課題は、鳥野目浄水場の耐震化と配水池の統廃合ということですが、これ以外に重要視される問題や課題というのは、順番を付けるとなるとどのようになるのでしょうか。

事務局： はい、他に施設の方もありますが、管路の整備も引き続き行っていく予定でございます。道路改良があれば、それに併せて水道を入れると効率的ということもあります。あとは、日々行っている水質検査、こういったものは引き続き行っていきたいと考えています。メインとして鳥野目浄水場の更新が1番大きいということですので、その他も引き続き進めていきます。

会長： 今の御質問は、現在のビジョンで計画、予定しているもので、変更しなくてはいけない事柄は他に何かあるのかということかと思いますが、見直しをしないでいけない事業としては、鳥野目浄水場の更新や、配水池の再編成というところが大きいということですか。

事務局： はい、そうです。当初ビジョンでは、千本松浄水場や要害浄水場等も手を付ける予定でしたが、鳥野目で時間が掛かってしまうということで、後に遅らせながら進めていきます。

会長： そうしますと、そういった事業の組み換えとか変更については次回以降に、具体的な内容をお示しいただけるという理解でよろしいですね。

事務局： その予定でございます。

会長： では、それを待って、具体的に御確認いただければと思います。その他いかがですか。

委員： はい。この地図を見ますと、新湯地区の方で、配管が古くて、取り換えて欲しいというような要望があったのですか。

事務局： 新湯地区は、確かに漏水も発生していますが、1番多いのは水が少ないということの連

絡です。管を直して欲しいという連絡は今のところ受けておりません。

委員： 水が少なくて困っているようですが、その対応は今後どうしていく予定ですか。

事務局： はい、水が来ないという連絡はあります。新湯地区は日光の方の水源から水を引いているので、施設が古いということもあり、配水系統の見直しをしているところでございます。鳥野目で、費用が掛かってしまうということもありますが、新湯地区に関してもそういうお話が来ていますので、別の水源を確保できないかという検討をしているところであります。

委員： よくわかりました。将来のスケジュールの中にそういった、困った住民の声を聴いていただける体制も必要かと思えますので、検討の程よろしくお願いします。あと1つですね、塩原地区においては、凍結防止で水を少しずつ出しておかないと水道管が凍ってしまうという現状なのですが、ある程度までの水量を免除していただいていたのですが、それが免除されなくなるということで、参考までに聞きたいのですが、2か月に1度の検針だと思えますが、1人暮らしの高齢者が2か月で料金が1万円以上かかったとなると、どれくらいの水量使ったことになるのでしょうか。口径は13mmですね、一般家庭です。

事務局： 1回の検針で1万円ということですが、那須塩原市では、下水道の使用料も併せて頂いていますので、もしかしたら下水道の料金も含まれているかもしれません。その料金からすると大体4人から5人家族1世帯くらいになるのかと思います。水道だけだとその倍使っている計算になります。また、冬季の出し流しについてですが、旧塩原町時代に、そういったものを認めていたところもあるのですが、現在はなくなっています。最近の住宅は断熱化等が進みまして、出し流しをしなくても大丈夫ようになってきています。屋外の作業場等の断熱対策の取れないところでは、一部出し流しをする必要があるとも聞いていますが、今現在はほとんど出し流しをしなくても凍結防止を図れるということで、今後もしそこについては見直す予定はないという状況でございます。

委員： わかりました。やはり、今仰ったように、外に水道がある場合は、出しておかないと塩原では凍結してしまいます。出しておかないと凍ってしまうというイメージがあるわけです。メーターのところをストップして排水しても、管の中の水は排水できていないわけですよね。だから凍結してしまうと。何とか良い方法はないのでしょうか。

事務局： 気温が-4℃以下になる場合には凍結が増える傾向がありますので、今年度から市のみるメールやLINE等の媒体を利用して、水道凍結防止の注意喚起を行っているところです。ですので、そのような本当に寒い時に、ピンポイントで出し流しをしていただき、それ以外のそれほど気温が低くない日は閉めていただくといったメリハリをつけた利用等で、御対応いただければと思います。

委員： はい、わかりました。ありがとうございました。

会 長： その他、いかがでしょうか。

委 員： 《意見・質問なし》

会 長： はい、それでは予定しておりました次第に関する議論はここまでにしたいと思います。次の議題でございますが、4番の今後の審議会の開催スケジュールにつきまして、事務局の方から御説明いただきたいと思います。

事務局： はい、今後の審議会のスケジュールについて御説明いたします。(資料に基づいて説明)

会 長： ありがとうございます。では、開催時刻についても併せて御確認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： 時間がもう少し早いとありがたいのですが、13時か13時半くらいで。

会 長： では、特に御異議がなければ、次回以降13時半からの開催でよろしいでしょうか。

委 員： 《異議なし》

会 長： では、開催時刻は13時半といたします。改めまして、次回の審議会は5月27日木曜日、開催時刻は13時半ということでございます。それでは、その他委員の皆様の方で、何か言い残したことはありませんでしょうか。

委 員： 《質問・意見なし》

会 長： それでは、本日は資料をお持ち帰りいただいて、もし後でわからないところが出てきましたら、事務局までお問合せいただきたいと思います。本日の議事はここまでとさせていただきます。御協力ありがとうございました。進行を事務局にお戻しいたしますので、よろしく願いいたします。

11. その他

事務局から事務連絡

12. 閉会